

第4回成田市受益者負担の適正化に関する有識者懇談会 会議録

平成30年7月11日15時30分から

成田市役所4階401会議室

(課長補佐)

それでは、皆様お揃いですので、開会時刻前ですが始めさせていただきます。
その前に、本日の配布資料のご確認をお願いいたします。

1点目は、次第と席次が両面に記載したのになります。

2点目は、使用料・手数料の見直しに関する報告書（案）と記載したものです。

3点目は、第3回の懇談会の会議録となります。

本日の資料につきましては、以上の3点となります。

資料の不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより会議に入らせていただきます。初めに、A会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。

A会長、よろしくお願いいたします。

(A会長)

皆さんこんにちは。早いお着きで、大変暑い中ありがとうございます。

今回は、使用料・手数料の見直しに関する報告書を再度確認して、これを織り込みして終了ということになりますかと思いますので、よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

それでは、とりあえず、事務局へお戻します。

(課長補佐)

ありがとうございました。それでは、設置要綱第6条第1項の規定によりまして、会議の議長は、会長にお願いすることになっておりますので、A会長、よろしくお願いいたします。

(A会長)

はい、よろしくお願いいたします。しばらく議長を務めさせていただきます。

それではですね、本日の議事ということで、使用料・手数料の見直しに関する報告書（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

（課長補佐）

それでは、使用料・手数料の見直しに関する報告書（案）について、ご説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目の「はじめに」というところですが、ここでは使用料・手数料の受益者負担の原則についての説明や、成田市の現状、今の単価が適正な状態にあるかどうか、検討すべき段階に来ていることを記載して、受益者負担の原則及び算定方法の明確化を柱とした基本方針について、本日の会議も含めて4回に渡って意見を述べ、意見集約として報告書をまとめたことを記載しております。

次に、2 ページ目から3 ページ目にかけては、4 回の懇談会の開催内容等をそれぞれの回ごとに記載しております。

次に、4 ページから6 ページにかけては、基本方針（案）に対する主な意見を、使用料と手数料に分けて、それぞれ記載しております。

4 ページの「使用料について」ですが、「①使用料の算出における減価償却費の考え方について」ですが、土地については、市の資産として永続的に存続するものであり、減価償却という考え方はないため、原価に含めないことについては異論がなかったこと。一方で、建物については、年々償却していくことから、使用する資産としての価値は一定の年数を経過すると滅失するため、減価償却費の当該年度分に相当する額を経費として含め、建替えなどが生じた際には、将来にわたり長期的な受益者負担を求めるため、当該経費を原価償却費に含めることが適切ではないかという意見があったことを記載するとともに、施設の建設に係るコストは、建設時に一度、住民が税負担しており、使用料の算定基礎に取り入れることで更なる負担を強いる可能性があることや、イニシャルコストを空港関連税収で賄うとする考え方についても政策として否定するものではなく、原価償却費を原価に含めないとした市の考え方は妥当と判断した

ことを記載しております。

次に、「②公費負担の考え方について」は、受益者負担の対象とならない「公費負担」を基本方針案では、概ね150万円以上の臨時的修繕費や、概ね30万円以上の高額な備品購入費、事業運営に要する職員人件費などを例示し、事務室、ロビー、共用スペースなどに係る経費も対象経費から除外するなど、利用者が確実に占有する場所のみに受益者負担を求める考え方は理解できるという意見があったことを記載しております。

次に、「③付帯設備に係る加算について」は、現在も付帯設備がある場合は使用料に加算してある施設もありますが、付帯設備の原価を算出し、加算額の裏付けとして整理を行った方がよいとの意見があったこと、付帯設備については、建物躯体と一体となっているなど、原価の算出に困難が伴うが、受益者負担に見合う使用料とすべきとの意見を記載しております。

次の、「④減免の統一基準について」は、一番議論をしていただき、意見を戴いたところとなりますが、減免により、施設利用率の向上や市民活動団体の活動促進が図られるなど、その成果はある程度みられるが、本来例外的かつ必要最小限に留めるべき減免が常態化している状況がみられること、基本方針（案）では、統一的な減免基準を定め、受益者負担の原則に基づき、使用料の全額を減免できる場合と一部を減免できる場合とを規定していることを記載し、全額を減免できる例として「障がい者が利用するとき」と規定していますが、本来は誰にとっても利用しやすい施設であることがノーマライゼーションの観点からは大事であり、障がい者であることを理由とした厚遇は違和感があるとの意見があったことを記載しております。

次に、市内の公共的団体が行政活動の協力目的で施設を利用するときには使用料を全額免除、公共的団体や登録団体が団体本来の活動目的で利用するときには使用料の一部を減額としていますが、「行政活動の協力目的」、「団体本来の活動目的」の判断が難しく、利用者や窓口の担当者ともに混乱が予想されるので、具体的な例を示し、トラブルが無いように努めていただきたいとの意見や、

減免の適用については、統一基準を原則とすることはよいと思うが、施設利用率の向上や市民活動団体の活動促進など施設によっては政策的な側面もあることから、個別の判断による減免の適用も必要になるとの意見を記載しております。

また、検討を進める中で、「少年スポーツ団体がスポーツ広場等を使用する場合」については、年間を通じての活動であり、子どもの費用負担が大きくなる点や、小学校・中学校を使用する団体が無料で使用できている状態などが指摘され、子どもの教育という観点や、経済的な負担能力に配慮した減免の必要性について討論を行ったことを記載しております。

次に、「⑤その他全般的な意見」としまして、使用料の減免規定があるため、予約を入れておいて、参加者が集まらなければキャンセルするという事例が見受けられる。利用者の意識向上の見地からも、使用料を無料とするのは止めた方がよい旨の意見があったことを記載しております。

続きまして、4 ページでは、手数料についての主な意見を記載しております。

政令により定められたものや、権限移譲等により国県から市町村に移譲された事務に係るものを除いた手数料について、原価の算定を行い、他の市町村の状況等を踏まえ、必要な改定を行うという方針については異論はないが、一部の手数料について、例えば、住宅用家屋証明は、見直し後の金額を他市町村が採用している金額と比較すると約3分の1の金額となっているため、改定にあたっては、整理が必要との意見を記載しております。

4 番の最後のまとめとして、使用料・手数料の見直しに関する基本方針（素案）は、使用料・手数料の設定や原価算定の基本的な考え方、減免措置のあり方など、基本的には適切な内容であったことから、基本方針としては妥当と判断したこと、しかしながら、減価に算入すべき経費や実情に応じた減免対応などについて、個別かつ具体的な精査が必要となるという指摘について記載しております。

また、基本方針においては、施設ごとの対応や細部にわたる規定は困難であることから、これらの課題に対しては、個々の使用料の改定を進めていく中で、

十分検討することを要望事項として記載しております。

以上で、意見書（案）の説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしく願います。

（A 会長）

はい、ありがとうございます。ただいまご説明いただきました報告書（案）でございますが、議事録を基に事務局と私で主なご意見を中心に作成させていただきました。ということで、本日新たにご意見等追加すべき、あるいはちょっと違う意見が出てきた等あれば、ご意見いただければという風に思います。

何かございますでしょうか。

（B 委員）

議論した件についてよくまとめられていると思うので、特に内容的には賛成ですが、気になっていることが、気持ち的なことなので皆さんのご意見を伺いたいのですが、5 ページのですね、「④減免の統一的基準について」というところの上から 7、8 行目のところにある、「障がい者」のところの表現が私個人としてはどうかと思いますので、ご議論いただければと思います。

（A 会長）

実は私も何回か読み返して、仰るように、議論を全部見ている人は雰囲気はわかると思うのですが、文章にすると少し強いかなと。厚遇は問題だということが書かれているようにも思えるので、仰るように、まったく消してしまうか、意味が曖昧になるのを承知で後ろの方を削るか。この辺は、事務局的にはどの程度入れるべきだと思いますか。

（B 委員）

障がい者の減免をしないという結論であればこういう言い方があっていいと思うのですが、結果的には認めるわけなので、ここまで強く書かなくてもいいのではないのかなと感じました。

(財政課長)

恐らくですね、私どもの基本的な考え方の素案の説明のときに「何で全額減免するのですか」と問われたときに、「障がい者の方も利用しやすいように」という風にお答えしたかと思うのですが、その考え方はノーマライゼーションとは違うのではという意見をいただいたのが本旨だと思いますので、議論の主旨に沿ったように言い回しは修正させていただきたいと思います。

(A 会長)

敢えていえば、「本来は誰にとっても利用しやすい施設であること、ノーマライゼーションの観点から議論すべきである」との意見が出た等、ノーマライゼーションが一番重要なベースにあって、その中に障がい者の全額減免があるという理解になるかと思うのですが。

(財政課長)

議論の趣旨に沿った表現とさせていただきます。

(A 会長)

それでよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(A 会長)

ほかに何かございますでしょうか。

(E 委員)

懇談会としての意見ということで、最後の「市民の理解と納得」という点で、基本方針（原則）どおりにいけば問題はないのですが、最終的には個々の施設ごとにいろんな命令を作っていくと思うので、統一基準と外れたというか、基本方針と違う結論を手数料にするというような場合に、それを明確に、こう

いう理由で統一基準と違うんですよというような、市民に説明できるような形の検討と言いますか、それをどこかに。「十分検討されるよう要望する」その辺に、市民に説明できるような、特別扱いしたことの理由を明示できるようにしてほしいというような内容があったらいいかなと思います。統一基準を作ったけど、結局バラバラじゃないかという話になると思うので、そこからの持っていき方を示したうえで市民の理解を得るというような。

(財政課長)

佐倉市の事例を参考にさせていただきますと、各施設の部屋ごとの使用料の算定を、かなり膨大な量になるのですが、すべてホームページ上で公開しております、それをもって市民に納得いただけるような資料としているのですが、E委員の仰ったのは、使用料の算定の部分に加えて、減免の扱いとかそういったところも含めてということですよ。

(E 委員)

この施設はこういった扱いをしたのかというところを説明していただきたいというところなのですが。

(財政課長)

わかりました。そちらにつきましては、施設ごとの具体的な算定作業、原価に対する考え方を、ご意見を参考に多少手を加えなければいけない部分が出てまいりますので、個々の算定作業の中で明確に示せるような資料の作成も考えていきたいと思います。

(E 委員)

恐らく、それぞれの主管課に指示を出してやってもらうことになると思いますので、そのときに説明できるようなかたちにしてもらえればと。

(財政課長)

最終的には財政課で取りまとめて、一括で上程するようになるかと思いますので、その際に市民に説明できるような資料ということで考えていきたいと思

います。

漠然と「理解と納得を得られるよう」というのではなくて、こちらとしても資料を揃えてきちんと説明できるようにというニュアンスを記載したいと思っています。

(A 会長)

ありがとうございます。

私から1点。5ページの「⑤その他全般的な意見」というところで、「予約を入れておいて、キャンセルする」という例があるとありますが、使用料が有料で予約を入れた場合はキャンセルチャージがあるんですか。

(財政課長)

ないです。

(A 会長)

そうすると、この話は、キャンセルチャージを取るべきというなら意味がわかるのだけど、有料であっても予約を入れてキャンセルというのは、よくネットの旅行サイトとか、日本の場合ではキャンセルチャージが20～30%とか取られるけど、海外のサイトだと、値段を割引する代わりにカードからお金を引き落としちゃう。日本の場合はけっこう曖昧なので、これは実質的効果があるのか。

(財政課長)

キャンセルということではなくて、借りっぱなしでキャンセルすらもしないという事例で、他の借りたいという人の需要を借りられなくしてしまっている。

(A 会長)

それに対して、抑制しようというような制度はないのですか。なんで来ないんだというような。

(財政課長)

罰則といいますか、本当は公民館ですと3日前までに直接窓口に行って申請しなくてはいけない等、施設ごとに申込の仕方の規定があるのですが、無料になっているというせいもあって、なかなか守られないという事例も見受けられることを指しています。

(A 会長)

ということは、キャンセルするならきちんとキャンセルしてくださいねということですよ。キャンセルというよりは、「参加者が集まらなければ来ない」という言い方ではまずいですか。

(D 委員)

坂田が池がその状態で、坂田が池のキャンプ場に関しては、物凄い人気ですが、サイトごとに管理しているわけですから、例えば、場所を7つ取りますと、当日行って1つでよくなりましたということがある。坂田が池の担当者も怒るのですが、そりゃそうだよな、いっぱい待っているもんなどということもあって、次にその団体に使わせなければいいんじゃないですかと言うが、生涯学習部を通してOKと来ているので、次もその団体は同じことをするんですよ。そういうことが続いたので、僕らの中で「お前のところは来年は使うな」という意見が会議で出たこともある。当日待っていれば貸してもらえるのではないかといい団体は土日に来ていたこともある。キャンセル待ちで。1つか2つの団体が毎回慢性的にそうやっていたんですよ。

特に、生涯学習部がノータッチになってからそういう風になった。坂田が池が指定管理になった途端に、それが非常に多くなったということで、それは皆からの意見が出ていたので。

(A 会長)

文言の問題というよりは、これでは解決しないということですよ。有料にしたところで、キャンセルチャージがなければ往々にして起きること。どのようにしたらいいですかね。

(D 委員)

テニスコートとかはそういうキャンセルを発生させたところは次回の抽選会は遠慮してもらおうような。だから、中台は自然にそういうことで回しているのですが、指定管理者が慣れていない場合とか、地元の方がやられるとそういうことが起こるのかなと。そこに不平等感を皆は持っていますね。特にお母さんたちが持っているので、そこが子ども会のときにいつも話題になります。

(A 会長)

これはそうすると、入れる理由というのは、使用料は無料にしない方がよいという一般論の例として入れるということになるのですかね。

(財政課長)

最初はそう考えていたのですが、キャンセル料の設定をしないと、D 委員からお話いただいたような事例の解決にはつながらないのかなと。

実際にそういう事例があるということは今承りましたので、条例改正のときに担当課と協議はさせていただきますが、意見書の中にそれを表記するかどうかというところでご審議をいただければと思います。

キャンセル料を入れた方がよいというのが恐らくはストレートなご意見ということになると思うのですが、公共施設の中でキャンセル料を取っているところというのが事例としてあまりございませんので。

(A 会長)

その管理もけっこう大変ですよ。

(B 委員)

使用料そのものの議論とは違ってきますね。

(委員一同)

そうですね。

(D 委員)

使い方とかの部分なので、そこについては取っちゃって、他のところでその部分の問題提起をしていただければと思います。

(A 会長)

あとはいかがですか。

(E 委員)

1 点、「⑤その他全般的な意見」の上の部分（「④減免の統一基準について」の後段）の一番最後で、「～討論を行った。」で終わっているのですが、報告書でいけば方向性とか結論とかいうのは、討論を行った結果はどうなったのという風になってしまいそうですけど。

(財政課長)

実際には、児童・生徒が行う活動の場合には一定の配慮をすべきだろうというご意見であります。そこまで記載させていただこうかと思います。

(A 会長)

それでは、「配慮を行ってほしい」との意見を書いていただきたいと思います。

改めて読むと、さっきのノーマライゼーションというのがまた引っかかってきますね。そうすると、完全にバリアフリーで、ノーマライゼーションで、ユニバーサルデザインとかいう全部が全部そういう状態になったら割引はなしになりますかね。今でも取りようによってはそうなりますよね。そもそも、障がい者が利用するのは、利用できる施設が割と少なかったり、あまり表に出る機会が減ってしまうので、利用を促進しようということかなと思うのですが。

(財政課長)

本来は、無料にして利用を伸ばすのではなくて、施設を使いやすくすることがノーマライゼーションにつながる、というような議論だったかと思います。

直接、使用料・手数料とは離れてしまうということであれば、さっき消してしまいましたが、「⑤その他全般的な意見」のところで取り上げさせていただくとか。

(B 委員)

ここの段落をなくしちゃうのが一番では。議論するというのは難しいですよ
ね。

(A 会長)

今回の議論も元々特別に時間を割いて議論した話でもないと思いますので。

(財政課長)

障がい者の方をどのように扱うかという議論ではなくて、こちらが最初から
全額無料という風に打ち出してきたことに対しての主旨を問われたときのやり
取りなので、直接、障がい者の方の使用料のあり方をこの中で議論したという
わけではなかったように思います。

(D 委員)

結局、議論の中身が読む人にはわからないので、ここのところでどうとでも
言葉尻を捉えられてしまうと誤解を招く恐れもありますよね。

(B 委員)

市として、免除することについての考え方を持っていればいいんじゃないで
すか。別に書かなくても。言われたときにこういう理由ですというように言え
ればよろしいような気がしますけどね。

(財政課長)

わかりました。市の内部でもですね、一番最初の議論のときに高齢者、障が
い者というように福祉分野の対象者を定義していたのですが、高齢者とい
うことをもって一律無料にするような特例措置を充てるような時代ではないと
いう意見が内部でもありまして、高齢者の方は除かせていただいた経緯もあり
ます。

障がい者の扱いに関しては、庁内の検討部会、検討組織の中で再度意見を募
ることにして、内部での検討とさせていただければと思います。

(A 会長)

そしたら、もし入れる場合は、市としての基準みたいなものを入れていただ
いた方が、それを我々が追認するというようなかたちの方が安全な気がします

ね。

それから、あと、書きぶりとして、「意見があった。」という書き方がいいのか、あるいは、例えば「妥当と判断した。」とか「異論はなかった。」みたいな方向性を打ち出していて、「理解できるとの意見があった。」という、誰かはそういったけど、誰かは違うかもしれないというような、これ同じ意見ですねと合意を皆さんに伺ったわけではないので曖昧な方がよいのか、「理解できる。」「考える。」「規程している。」「努めていただきたい。」「必要になる。」等。そんな強い言い方をしなくても、「意見があった。」は取っても大事件にはならないかもしれないですね。統一見解ですよというのを出したほうがよいのでは。

(財政課長)

記載した内容に関しては、有識者懇談会の委員の皆さんの総意というかたちで、記載、書きぶりを改めさせていただいてよろしいでしょうか。

(A 会長)

個人で申し上げれば、僕が言った意見でなくても合意は出来ておりますのでよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員一同)

はい。

(A 会長)

よろしいでしょうか。

ご意見等ないようでございますので、そういったところを修正していただいたうえでということでよろしいですか。

(財政課長)

はい。修正後のものを皆さんに配布させていただこうかと思います。

(A 会長)

その後、それ以上のことがなければそれで決定ということにさせていただきますと思います。それでは、そういうことでご承認いただきましたので、修正のうえ、「使用料・手数料の見直しに関する報告書」として、市へ提出をいたしたいと思います。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

(課長補佐)

はい。それでは、使用料・手数料の見直しの今後の予定について、ご説明をさせていただきます。

今回、一部修正をしてですね、意見書を市の方へ提出いたしまして、それを受けて庁内の検討組織であります、「受益者負担適正化庁内検討委員会」にて、基本方針（素案）を再度検討させていただきます。その後、市の意思決定機関であります庁議を経て、正式な基本方針として決定しまして、時期は未定ですがパブリックコメントを行いまして、市民の意見をいただく予定となっております。

今後の使用料・手数料の見直しの予定につきましては以上でございます。

(A 会長)

はい、ありがとうございました。それでは、その他特になければ、議事については終了とさせていただきます。

4回に渡りまして、ご丁寧なご意見ありがとうございました。また、事務局の皆さんも資料作成等大変だったかとは思いますが、それから今日また宿題がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

(課長補佐)

ありがとうございました。

最後に、財政課長からご挨拶申し上げます。

(財政課長)

はい。昨年の10月以降ですね、委員の皆様におかれましてはご多忙な中、本日も含めまして4回に渡りご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

使用料・手数料の原価に関する考え方ですとか、施設種別、受益者の事情に応じた負担率、現年の基準に関する考え方など、各パートにおいて客観的な立場から、また、客観的な視点で、私たちが参考とすべき多くの意見をいただくことができたという風に考えております。

使用料・手数料といいますと、大変多岐に渡る項目がある中で、すべてに共通する受益者負担の考え方という風に掘り下げていただくのはテーマが漠然と

していることもありまして、大変苦心されたことかと思えます。使用料手数料の改定は、平成14年度以降、抜本的な見直しは行われていないという状況の中で、この見直しを実現させるのは大変高いハードルだと認識しているところでございます。しかしながら、今後の行政にありましては、市民の負担の公平性を保つことは絶対に必要なことであると考えておりまして、委員の皆様からいただきましたご意見を今後の行政に十分活かしていきたいと思えます。

A 会長を始め、委員の皆様におかれましては、大変ありがとうございました。

(課長補佐)

委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回成田市受益者負担の適正化に関する有識者懇談会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。